

# 柳原三佳の 新一瞬の真実

4月12日 一社10版  
2005年(令和18年)4月12日 水曜日  
(5) 4月12日 水曜日  
と衛  
高校生

FILE NO.030

## 山本事件(愛媛)

●取材・文  
一柳原三佳 <http://www.mika-y.com/>  
●イラスト—佳岡広澄

# <速報>愛媛県議会で「松山・白バイ衝突事故」の問題追及!

免停の通知を送りつけながら、「無罪」決定後にこっそり抹消?

# 県警本部長&公安委員の答弁全文公開!

■やなぎはらみか

バイク雑誌の編集記者を経てフリーに。交通事故を主なテーマに執筆する他、TV出演、講演活動も行う。本誌や「週刊朝日」に連載した交通事故の告発ルポは、自賠責制度の大改正につながり話題を呼んだ。また検視や司法解剖による取材も精力的に行い、日本の死因究明のひづみを鋭く指摘している。最新刊『焼かれる前に語れ』(共著)、『交通事故被害者は二度泣かされる』など著書多数。自らも限定解除のナナハンライダーである。

全国各地で白バイの絡んだ事故の問題がクローズアップされている。先月の「高知白バイ死亡事故」に続き、今月取り上げるのは、松山の「山本事件」。白バイと衝突し、一方的に「保護観察処分」を言い渡されながらも、逆転無罪を勝ち取ったスクーターの少年。この事件がついに愛媛県議会で取り上げられた。愛媛県警本部長と公安委員の「答弁」を緊急公開する。

2007年12月5日、愛媛県庁で開かれた県議会で、松山の「山本事件」が取り上げられた。質問に立ったのは、無所属市民派の阿部悦子議員だ。

この事件については、本誌'06年10月号、「フライデー」(講談社)等で取り上げた後、柳原三佳が出演する「スーパーモーニング」(テレビ朝日)で3回にわたって特集。全國的に大きな注目を集めてきた。

事件の概要については、次ページの図を見てほしい。とにかく、警察の捜査は「恣意的」と言われて、仕方のないほど偏ったものだった。その結果、山本少年は免停処分の通知を早々と受け、さらには一度は有罪になっていたのだ。その影響で、当時通っていた高校からは「退学処分」の話まで出たという。結果的に無罪となつたので、免停も退学も取り消されたのだが、一方逆転できなければどうなつたことか。

そこで今回は、阿部議員の鋭い質問を受けた公安委員の高井実氏と愛媛県警の広田耕一本部長の答弁を、母親(純子さん)の怒りの反論をはさみながら公開する(行数の都合上一部カットしている)。警察の捜査と刑事部分、そして行政処分との関係は、

2007年12月5日、愛媛県

いつたいどうなっているのか?

「県警の主張が認められなかつたことは、真に残念……!?

阿部議員(以下阿部)

高裁は

県警の身びいきな捜査によって少年に誤った処分が下されたことを認めているわけですが、公安委員会はこの裁判所の指摘に對して、県警をどのように指導したのか伺います。

高井公安委員 私はこの質問に

対する答弁を行うにあたり、県警の身びいきな捜査があつたか否かにつき、高等裁判所の決定を詳細に調べてみました。高松

高裁の決定は「少年審判」というものは警察等が作成した捜査資料に基づき、裁判官が単独で判断する特殊な手続きであるので、重要な目撃証人等に対しても

裁判官が直接自ら取調べをするなどの手続きを行わないと裁判所の中立性ないし公正さに対し

疑念を抱かせかねない」ことから、「裁判所の審判手続きは手続きの適正さを著しく欠いている」との理由で差し戻されたものであります。したがって、議員の「県警の身びいきな捜査によって誤つた」との指摘はあたらないものと考えております。

た判断が下された」との指摘はあたらないものと考えております。

※(母親、純子さんの怒り以下同)警察が作成したデーターメー「捜査報告書」についてはどう説明するんですか?

なお、公安委員会としましては、差し戻し後の松山家裁の判断において、県警の主張が認められなかつたことについては、真に残念であると考えていますが、県警の捜査結果が同裁判所を納得させられるものではなかつたことは、いう点については、十分に反省し、今後、捜査能力を磨くなど修練を行つよう県警に対しても、申し上げた次第でございます。

※県警の捜査がおかしいなら「残念」ではなく、まず息子に謝罪すべきではないのでしょうか?

突然消えた  
「免停処分」の謎?

阿部 公安委員会は当初、少年に「免許停止処分」を通知し、罪判決後には免許停止の抹消を行いました。しかし抹消時にほんの通知も少年に届きませんでした。これは一般的な対応な

か、当該少年にのみ取られた  
対応なのかお尋ねします。

**公安委員長** 公安委員会が当該少年の行政処分点数を抹消しましたことは、差し戻し後の松山家裁の決定により、「少年には非行があったとの証明がない」と、されたことから行政処分の制度の趣旨に鑑み、当然のことと考えております。また行政処分点数を抹消したことが、県警の考え方と矛盾すると考えるか否かにつきまして、行政処分制度と司法制度という二つの制度に対する捉え方の相違によるものと考えております。

※捉え方の相違? 裁判所も息子に非がないことを認めています。公安委員会も非がないから行政処分を抹消したいだけなのに。



松山「山本事件」を取り上げ、愛媛県警本部長と公安委員会に鋭い質問をぶつけた阿部悦子議院。

この考え方と矛盾すると考えるか否かにつきまして、行政処分制度と司法制度という二つの制度に対する捉え方の相違によるものと考えております。

※捉え方の相違? 裁判所も息子に非がないことを認めています。公安委員会も非がないから行政処分を抹消したいだけなのに。

**広田県警本部長(以下本部長)** 県警では1095台の車両を保有しており、平成16年から18年の3年間に公用車による交通事故で、職員になんらかの過失があるものは188件発生しております。警察職員が当事者となつた交通事故に対しても、般県民の方々と同様に、厳正、公平な事件捜査を行つており、相手方の負傷程度や双方の過失割合の人身事故につきましては、その全てを検察庁に送致しております。また警察職員の交通事故においては、警察本部長と指揮官に重要な事件につきましては所轄署任せにすることなく、特に重要な事件として取り扱つておられます。また警察本部交通指導課が関与するなど適正な捜査の推進に努めているところです。以上、申し上げた通り、警察職員の事故に閣下の捜査につきましては、既に客

その理由をお答えください。

**阿部議員VS愛媛県警本部長**

阿部 捜査の公平性を担保するため、県警が当事者となりた事故を客観的に検証する手立てを講ずるべきではないでしょうか。今までいいというのなら



「適正に捜査した…」と答弁した広田耕一愛媛県警本部長。



「県警の主張が認められなかつたことは残念…」と答弁した高井実公安部委員もそう答弁。

次に白バイ隊員の処分に関しましては、当該交通事故に伴う「懲戒等の処分」は受けていませんが、平成17年3月に「免許停止処分の行政処分」を受けた次第です。また当該白バイ隊員は同年5月、業務上過失傷害について嫌疑不十分として不起訴処分を受け、更にこの不起訴処分不服とした相手側からの訴訟は、改めて懲戒等の処分を検討する事はあります。

※審査会でも「初動捜査」の指摘されることはございませんが、その結果、適正に捜査し、検察庁に送致したものと考えています。

事故後、白バイを遠方に移動させたのは警察なのに……

阿部 家裁で最終的に決定された「少年無罪」の判断を受けた「少年とながら」の事故の観性が担保されているものと考えております。

※どこが厳正、公平なんですか?

阿部 家裁で最終的に決定された「少年無罪」の判断を受けた「少年とながら」の事故の観性が担保されているものと考えております。

阿部 家裁で最終的に決定された「少年無罪」の判断を受けた「少年とながら」の事故の観性が担保されているものと考えております。

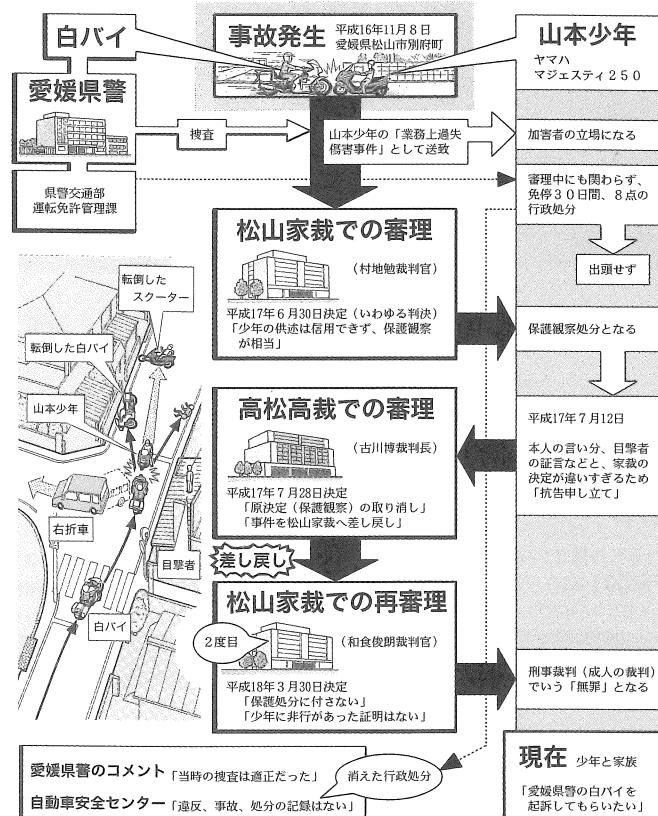
※どうぞ、そもそも、どここの部署であろうが、結局全部警察が捜査するわけじゃないですか!

阿部 公安委員会は当初、少年に免許停止処分を通知し、無罪判決後には、免許停止の抹消を行いました。しかし、抹消時にはどんな通知も少年に届きませんでした。これは一般的な対応なのか、当該少年にのみ取られた対応なのかお尋ねします。

阿部 県警は通行人から見て、事故直後の、いわゆる初動捜査は相当との議決がなさたことから、改めて懲戒等の処分を検討する事はあります。

阿部 県警は通行人から見て、事故直後の、いわゆる初動捜査は道路交通法の規定により、被害者が救護と道路での危険を防止するという、必要な処置を講ずることで、事故直後の初動捜査が適切であったことを認めます。

## 山本事件の概要と経緯



愛媛県警のコメント「当時の捜査は適正だった」  
自動車安全センター「違反、事故、処分の記録はない」

して「初動捜査不適切な点があつた」とは考えておりません。

※第三者が移動させたのはなぜいぜい50~100センチ程度。わざわざ交差点の向こうまで大幅に移動させて写真を撮ったのは警察でしょ?

阿部 初動捜査の問題ですが、

県警がバイクと白バイを移動させたのを見ていた人がいます。車両を動かすことには無理からぬことだとても、そこに白線を引いて印をつけておくなどするべ

きだという指摘があります。それがをしていなかつたために、検察審査会では「県警の初動捜査に問題があった」と指摘したものであり、その点もう一度お聞きしたい。

本部長 先ほど申し上げました通り、本件の場合には、現場に警察官が到着した際に第三者が白バイを移動しておつたと承知しておりますが、いずれに致しましても、初動捜査については、事故車両の転倒、停止の位置といふものは、路面の痕跡でありますとか、車両の損壊状況、目撃者の証言などによって、総合的に判断認定しておりますが、今回の事故に付きましても、衝突地点や転倒位置に認定しております。

警察官が到着したとき、既に第三者が危険防止のため白バイ等を移動しておりましたが、当該移動が衝突地点や転倒位置に認定する上で支障とはなっておらず、議員ご指摘の現場保存に關しま

阿部 公安委員会は、その場所で調書の写真が撮られていたのに、いかにも第三者の通行人が片付けたような県警本部長の言い方には呆れましたね。ここまで質問してもしらばつけるのか? ふてぶてしい態度には憤りを感じました。

また、「そのキップにNO!」でおなじみの道路交通評論家鶴田光氏は、行政処分の矛盾についてこう指摘する。

「本当にひどい話ですね。事実に目を向ければ、こんなデタラメな行政処分が早々と出ることはありえません。もし、職業ドライバーが免許を取り上げられたらどうなるでしょう。まさに死活問題、人権侵害にもつながります。しかし現実にはこういうケースが多発しており、後で間違いだと気づくとも損害賠償もされない。これは許せない問題です」。

身内をかばうかのよう片寄せた県警の捜査、それを鵜呑み

にして下された行政処分。公安委員はからうじて、「捜査結果が家裁を納得させるものではなかった点は反省し、捜査能力を磨くよう(県警に)申し上げた」と述べたが、今回の一連の答弁を見ると、暖簾に腕押しの感が否めない。

県警や白バイ隊員を相手に、2007年11月1日、民事訴訟を起こした母親の山本純子さんは語る。

「12月14日、相手側からの答弁書が届きました。あくまでも白バイに過失はないとのことで否認争う、不知、という言葉のオン・オフード。しかも、警察サイドの弁護士は11人も……。凄すぎます!

私は1人の弁護士を捜すのに1年半もかかったというのに。11人の弁護士で白バイ隊員を守るのですね。いや、組織を守るので、莫大な税金を投入してすね。でも、眞実は一つです。正義は勝つと信じて闘い続けます」。

山本事件は、ヤフーブログ「愛媛の白バイ事故・母です http://blogs.yahoo.co.jp/toshi\_kazu2355/199002.html」でも、公開中。警察は民事裁判の中でも、衝突地点をどうやって立証するのか? 引き続きレポートする。

◆柳原三佳講演会のお知らせ／「交通事故被災者は二度泣かされる」2008年2月2日(土)18時30分～

愛媛県女性総合センター2F 問い合わせ先：交通事故被災を考える会 090-8694-0703 山本